

## 奈良県告示第四百十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、瀬南土地改良区の役員が次のとおり退任し、及び就任した旨、同土地改良区から届出があつた。

平成二十一年二月十日

奈良県知事 荒井正吾

### 一 退任役員の役名、氏名及び住所

理事	治田 喜代一	北葛城郡広陵町大字三吉一七四六一一
	笠井 保	大字南郷一〇一六一二
	田村 靖夫	九七五一三
	白記 秀好	九〇七
	住友 惣一郎	八七六
	松井 志	八七二
	植田 開治	一〇二二一一
	長谷川 恵一	一一二七
		一一六〇一三
		五三五一五
		大字古寺三七九
		大字三吉一七八一一一
		大字古寺五五一一三
		三九九
		四〇二
		大字南郷一二七一
		大字古寺三二七
		一〇五六一一
		二九〇

### 二 就任役員の役名、氏名及び住所

理事	藤井 宏昌	北葛城郡広陵町大字南郷三三五一一
		大字三吉一七四六一一
		大字南郷一二四四一一

〃 〃 〃 監事 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃

松井 武村 藤田 白記 村嶋 村田 吉田 大石 堀内 長谷川 高井 松田 藤山 田村  
俊明 芳弥 久一 秀好 達章 正廣 耕治 忠彦 幸一 敏彦 義直 祐一 龍雄 靖夫

〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃

大字三吉一七八一  
大字古寺五五一  
大字古寺三一六  
一二七三一  
一二五九  
八七四  
一〇八九  
七五四一四  
九七五  
一七  
三八二  
大字古寺二九〇  
大字南郷九〇七  
四〇二  
三九九  
九